

沖縄県身体障害者更生相談所電話設備機器賃貸借契約書（案）

沖縄県身体障害者更生相談所長 名（以下「甲」という。）と、 ○○○ 代表者 ○○○ ○○○（以下「乙」という。）との間において、沖縄県身体障害者更生相談所電話設備機器賃貸借契約を次のとおり締結する。

（契約の対象物件）

第1条 乙は甲に対し別紙に掲げる物件（以下、「物件」という。）を沖縄県身体障害者更生相談所に設置、賃貸し、甲はこれを賃借する。

2 物件の搬入、据え付け、調整、移転及び搬出に要する費用は乙の負担とする。

（契約期間等）

第2条 この契約期間は、令和7年9月1日から令和13年8月31日までとする。

（「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約）

2 令和8年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合、甲は当該契約の一部及び全部を解除できるものとする。

3 前項の場合において、甲はそれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

（契約金額）

第3条 本契約に基づく契約金額は次のとおりとする。

総額 円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、 円）

月額 円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、 円）

（注）（取引に係る消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、賃借料に110分の10を乗じて得た額である。）

2 各会計年度の賃借料の内訳は次のとおりとする。

令和7年度分 円（月額 円×7月）

令和8年度分 円（月額 円×12月）

令和9年度分 円（月額 円×12月）

令和10年度分 円（月額 円×12月）

令和11年度分 円（月額 円×12月）

令和12年度分 円（月額 円×12月）

令和13年度分 円（月額 円×5月）

3 消費税額及び地方消費税額は税率に変動がある場合は甲乙協議のうえこれを改定する。

（支払方法）

第4条 契約金額の支払いは前条の月額とする。ただし、契約の解除等により賃借期間が月の途中となるときは、その月の賃借料は日割計算とする。

2 乙は、毎月の業務完了後、翌月速やかに賃借料の適法な支払請求書を甲に提出し、甲は、受理した日から30日以内に賃借料を支払うものとする。

3 甲は自己理由により料金の支払いを遅延した場合は、乙に対して、前項の期間満了の翌日から支払日まで、沖縄県財務規則第109条第1項の率で計算した遅延利息を加算して支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項第3号に該当する場合は免除とする。

（物件の表示）

第6条 乙は、物件に、乙の所有に属する旨の表示をすることができる。

(禁止事項)

第7条 甲は、事前に書面による乙の承諾を得た場合のほか、次の行為をしてはならない。

- (1) 物件に装置・部品・付属品を付着させ、又はこれを取り外し、若しくは取り替えること。
- (2) 物件の性能、機能、品質等を変更する改造を加えること。
- (3) 物件を沖縄県身体障害者更生相談所から移転すること。
- (4) その他契約によらない行為。

(賃借人の管理義務)

第8条 甲は、善良なる管理者の注意をもって、物件を管理するものとする。

- 2 物件の修理、保守、維持、保管等に要する費用は、甲の責任において負担する。ただし、賃借からメーカー等が保証する期間についての物件の故障等については、乙の責任において負担する。
- 3 甲が物件の追加または移設したときは、その際に生じた諸費用は甲乙協議の上、決定するものとする。

(権利義務の譲渡・再委託等の禁止)

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲り渡し又は承継させてはならない。

ただし、書面により甲の承諾を得た時はこの限りではない。

- 2 乙はこの契約の履行について、業務の全部を第三者に委託又は代行させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得て、業務の一部を委任する場合は この限りではない。

(秘密の保持・個人情報等の取扱)

第10条 甲及び乙は、業務処理上知り得た情報を、正当な理由無く第三者に開示提供及び漏洩してはならない。

- 2 乙は、沖縄県個人情報保護条例に違反した場合は、同条例の罰則の対象となる。また、本条の規定は本契約終了後も有効に存続する。

(契約の解除)

第11条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく、本契約の全部または一部を履行しないとき。
 - (2) 本契約の履行について、乙またはその従業員に不正または不当の行為があったとき。
 - (3) 乙が本契約を履行することができないと明らかに認められるとき。
 - (4) 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者理事等、その他経営に実質等に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (5) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約開始年度の翌年度以降において、当該業務にかかる予算の減額または削除があった場合は契約を解除できるものとする。

(下請負契約等に関する契約解除)

第12条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次わたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下、同じ。）が、排除対象者（前条の各号に該当する者をいう。以下、同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除

し、又は下請負人等に対して排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第13条 乙は、本契約に関して、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

- 2 乙は、第8条第1項により第三者に委任し、又は請け負わせたとき、当該第三者が暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否させ、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約解除等に伴う物件の撤去)

第14条 甲の都合による場合といえども、この契約の解除等に伴い、不要となった物件及びこれに付帯する一切の設備は乙が撤去し、甲乙協議し原状に復するものとする。これに要する一切の経費は乙が負担する。契約満了に伴う設備等の撤去の際も同様とする。

(調査)

第15条 この契約の履行について必要があると認める時は、乙に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(協議事項)

第16条 本契約に定めのない事項について、疑義が生じた場合甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえそれぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 住所 沖縄県那覇市首里石嶺町4-385-1
名称 沖縄県身体障害者更生相談所
代表者職氏名 所長 名

(乙) 住所
名称
代表者職氏名

内 訳 明 細 書

○第1条関係（契約の対象物件）

（1）機種：多機能ビジネスホン αZXtypeM

（2）数量：一式

（3）内訳：別添「仕様書」参照